

議会運営委員会 協議事項 [令和6.3.6 (水) 午後1時30分]

1 本会議における東日本大震災犠牲者に対する弔意について

2 追加議案について

- (1) 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第12号)
- (2) 令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)
- (3) 浜松市社会福祉法施行条例の一部改正について
- (4) 工事委託契約締結について(浜松球場夜間照明塔塗装及び照明LED化業務)
- (5) 物品購入契約締結について(高規格救急自動車4台)
- (6) 物品購入契約締結について(高規格救急自動車積載資器材4台分)
- (7) 物品購入契約締結について(小学校指導書)
- (8) 浜松市税条例の一部改正について

3 本会議3日目から5日目までの運営について

- (1) 議事日程・議事の順序について
- (2) 議案付託件目表について

4 意見書の調整について

- (1) 住宅耐震化の推進を求める意見書 (自由民主党浜松提出)
- (2) ゲノム編集技術応用食品に関する情報の消費者への提供を求める意見書 (自由民主党浜松提出)
- (3) 災害時避難所における健全な生活環境確保を求める意見書 (市民クラブ提出)
- (4) 増加する不登校児童・生徒に対する校外における支援拡充を求める意見書 (市民クラブ提出)
- (5) 老朽空き家対策の推進を求める意見書 (創造浜松提出)
- (6) 企業・団体献金の禁止等に関する意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

5 議会改革検討会議の協議結果について

6 議会運営に関する申合せ事項の変更について

7 5月定例会の質問等について (議運のみ)

総行政第38号
令和6年3月1日

各都道府県知事
各市区町村長 } 殿

総務省大臣官房地域力創造審議官
(公印省略)

東日本大震災発生十三年となる3月11日における弔意表明について

標記について、別添写文書のとおり政府における措置が決定されましたので、お知らせします。

貴団体におかれましても、政府の措置と同様の方法により哀悼の意を表するよう御協力をお願いいたします。

(連絡先)

総務省地域力創造グループ地域政策課

担当：伊藤・磯辺

電話 03-5253-5523

FAX 03-5253-5530

復本第403号
令和6年3月1日

総務大臣 松本 剛明 殿

復興大臣 土屋 品子

東日本大震災発生十三年となる3月11日における
弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省においても御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

また、貴省部内及び関係者（独立行政法人、特殊法人等を所管する省におかれては、当該独立行政法人等を含む。）への周知方、よろしくお取り計らい願います。

併せて、貴省部内及び関係者に対して、震災の発生時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、貴殿におかれましては、地方公共団体をはじめとした関係機関への周知等に御協力をお願いいたします。

追って、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年7月30日閣令第1号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

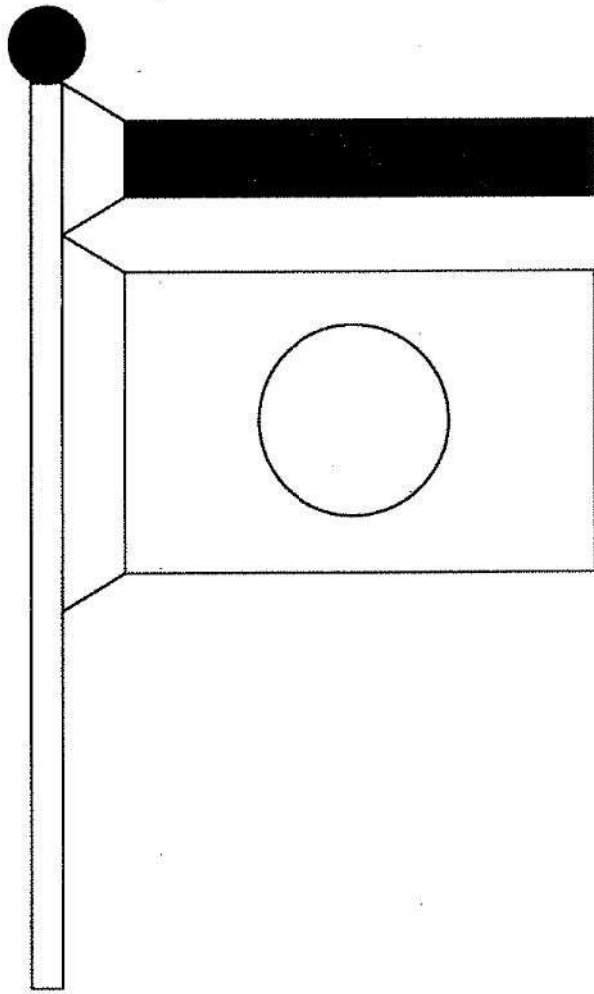
東日本大震災の弔意表明について

（令和6年3月1日）
閣議了解

東日本大震災発生十三年となる3月11日に、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社その他一般においても同様の措置を採るよう協力方を要望すること。
- 2 国民各位に対して、震災の発生時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。

参 考



大喪中ノ國旗掲揚方ノ件
 閣大正元年七月三十日
 大喪中國旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ
 蔽ヒ且旗竿ノ上部ニ黒布ヲ附スヘシ其ノ圖式左ノ如シ

追加提案

1 補正予算

(1) 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第12号)

- ・繰越明許費の追加 11件 845,873千円

(2) 令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)

- ・繰越明許費の追加 1件 2,497千円

2 条例議案

- ・浜松市社会福祉法施行条例の一部改正について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、婦人保護施設を女性自立支援施設に名称を変更するもの

3 その他

(1) 工事委託契約締結について

- ・浜松球場夜間照明塔塗装及び照明LED化業務

(2) 物品購入契約締結について

- ・高規格救急自動車4台
- ・高規格救急自動車積載資器材4台分
- ・小学校指導書

追加提案(2)

1 条例議案

- ・浜松市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税における令和6年能登半島地震に係る雑損控除の特例措置を講ずるもの

議 事 日 程 (第3号)

令和6年3月7日(木) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 代 表 質 問
- 第 3 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第3日)

令和6年3月7日(木) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 代 表 質 問
- 4 一 般 質 問
- 5 休 会 の 決 定
- 6 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第4号)

令和6年3月11日(月) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第4日)

令和6年3月11日(月) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第5号)

令和6年3月12日(火) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 第 70 号 議 案 令和5年度浜松市一般会計補正予算(第12号)
- 第 4 第 71 号 議 案 令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 5 第 72 号 議 案 浜松市社会福祉法施行条例の一部改正について
- 第 6 第 73 号 議 案 工事委託契約締結について(浜松球場夜間照明塔塗装及び照明LED化業務)
- 第 7 第 74 号 議 案 物品購入契約締結について(高規格救急自動車4台)
- 第 8 第 75 号 議 案 物品購入契約締結について(高規格救急自動車積載資器材4台分)
- 第 9 第 76 号 議 案 物品購入契約締結について(小学校指導書)
- 第10 第 77 号 議 案 浜松市税条例の一部改正について

議 事 の 順 序 (第5日)

令和6年3月12日(火) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 議 案 上 程……
 - 〔自 日程第 3 第 70 号 議 案
 - 〔至 日程第10 第 77 号 議 案8件
- (1) 説 明
- (休 憩) 議案説明会開催
- (2) 質 疑
- (3) 委 員 会 付 託
- 5 休 会 の 決 定
- 6 散 会 の 宣 告

令和6年第1回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

総務委員会

第 77 号議案 浜松市税条例の一部改正について

厚生保健委員会

第 72 号議案 浜松市社会福祉法施行条例の一部改正について

環境経済委員会

第 70 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第12号）
第1条（繰越明許費）中
第4款 衛生費
第11款 災害復旧費中
第1項 災害復旧費中
農地・農業用施設災害復旧事業

第 71 号議案 令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）

建設消防委員会

第 70 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第12号）
第1条（繰越明許費）中
第8款 土木費
第11款 災害復旧費中
第1項 災害復旧費中
土木施設災害復旧事業

第 74 号議案 物品購入契約締結について（高規格救急自動車4台）

第 75 号議案 物品購入契約締結について（高規格救急自動車積載資器材4台分）

市民文教委員会

第 70 号議案 令和5年度浜松市一般会計補正予算（第12号）
第1条（繰越明許費）中
第2款 総務費

第 73 号議案 工事委託契約締結について（浜松球場夜間照明塔塗装及び照明LED化業務）

第 76 号議案 物品購入契約締結について（小学校指導書）

住宅耐震化の推進を求める意見書(案)

2024年1月1日に発生した能登半島地震は、観測史上国内7回目となる震度7を記録した。地震の規模は兵庫県南部地震を上回り、瞬間的な揺れは東北地方太平洋沖地震に匹敵するもので、広範囲で発生した建物倒壊、土砂崩落、火災及び津波などにより、道路・電気・水道の生活インフラも遮断された。特に建物崩壊では多くの人命が失われるとともに、周辺道路が塞がれることで生活物資などの輸送に支障を来し、甚大な被害の拡大をもたらした。

建物が崩壊した要因として指摘されているのが、木造住宅の耐震化率の低さである。全国では9割近くの住宅が耐震化しているものの、自治体によっては住宅の半数程度が国の耐震基準を満たしておらず壊滅的な状況に陥っている。今回の能登半島地震により、特に過疎地域での整備が進んでいない実態が浮かび上がったところである。

国においては、1978年の宮城県沖地震の建物被害を受け、震度6強から震度7でも倒壊しない建物の耐震性を確保するため、1981年に建築基準法における耐震基準を強化し、さらに住生活基本計画と国土強靱化計画においても「2030年までに耐震性を有しない住宅ストックをおおむね解消」とする目標を定めている。しかし、建築基準法改正前の旧耐震基準で建築された住宅については、耐震改修に多額の費用を要することから、特に高齢者世帯や過疎地域では耐震対策が進んでいない。そうした状況の中で命を守るためには、住宅内で住民が逃げ込むスペースを確保するため、住宅の一部を簡易的に補強する耐震改修が有効である。

よって、国においては、旧耐震基準で建築された住宅の耐震化を強力に推進するよう、下記について強く要望する。

記

- 1 高齢者世帯や過疎地域への住宅耐震化支援の拡充を図ること
- 2 住宅の一部に住民が逃げ込むスペースを確保するための改修制度の創設を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ゲノム編集技術応用食品に関する情報の消費者への提供を求める意見書（案）

意図的に遺伝子を変化させるゲノム編集の技術は、品種改良のコスト削減につながるとともに、地球温暖化、食料自給率の低下、食料安全保障などの課題や、多様なニーズへの対応の可能性が期待されている。

我が国においては、ゲノム編集技術応用食品のうち、遺伝子組換え食品に該当しないものは食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準についても表示対象外としている。また、流通等に先立って国への届出をした上で一定の情報を公表することとされているが、公表は任意となっている。

国は、その理由として、外来遺伝子等が残存しないものについては、自然界または従来品種改良でも起こり得る変化の範囲内であり、意図的なものか判別不能であること、また、現状、国内外においてゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達体制が不十分で、社会的検証が困難であることを挙げている。

このような中、消費者は、食品の安全性への不安からゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品についての情報を求めている。

よって、国においては、消費者の選択の機会を確保するために、種苗・農水産物等のゲノム編集技術応用食品について、消費者に必要な情報を提供するとともに、これを原料とする加工食品の表示等を含めた消費者への情報提供の在り方についても、さらなる検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

災害時避難所における健全な生活環境確保を求める意見書(案)

災害発生時において、女性や子供、高齢者など、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されている。そうした中、避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩みを抱えることや、女性に対する暴力が生じることなどの懸念がある。過去の災害時には、脆弱な状況にある人のDVや性暴力などの被害が明らかになっており、さらに避難所では被害を申告しにくい実態があることも報告されている。

令和4年4月には内閣府から避難所運営ガイドライン(改訂)が公表され、平時から実施すべき業務として「避難所運営委員会への女性の参画を促す」ことが示された。また、女性や子供、高齢者など全ての人が安心して過ごすことができる避難所運営のため、男女別の更衣室や授乳室、キッズスペースなどの項目が新たに盛り込まれた。

本年1月1日に発生した能登半島地震の際には、各都道府県知事及び各政令指定都市市長に対し、災害対応における男女共同参画の視点からの取組については、令和2年5月29日付内閣府男女共同参画局長・内閣府政策統括官の連名通知「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～に基づく取組の促進について(依頼)」により、男女共同参画担当部局と防災・危機管理担当部局が連携して、災害対策本部での取組や避難所の開設・運営等に適切に取り組むよう通達があった。

避難所においては、様々な意思決定過程での女性参画が不十分であることで、性差によるニーズの違いなどに対する配慮が足りていない状況が生じており、今回の能登半島地震においても、女性にとって生活がしづらい状況になっているとの報告もある。また、海外では広く活用されている災害や紛争後の救援活動において満たされるべき最低基準である災害支援の国際基準『スフィア・プロジェクト:人道憲章と人道対応に関する最低基準』が日本国内ではよく知られておらず、あまり活用されていない。

よって、国においては、今後起こり得る災害時への対応として、男女共同参画の視点を取り入れた実効性のある取組を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

増加する不登校児童・生徒に対する校外における支援拡充を求める意見書(案)

2022年度の全国の不登校児童・生徒数は、小・中学校合わせて29万9048人と、前年度比22.1%増で過去最多となっている。この1年では5万4108人も増加し、約30人に1人が不登校の状態にあり、今までの学校の在り方や学習スタイルそのものが根本的に問われる時代に入ったと言っても過言ではない。本市においても、2022年度の不登校児童・生徒数は、2210人と過去最多となっており、誰もが学ぶことができる機会の保障が急務となっている。

2023年度に文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめ、不登校対策の一層の充実に取り組むことを定めた通知を発出した。現在、「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置促進、学校内外の教育支援センターの整備など、不登校児童・生徒が学ぶことができる環境が整いつつある。しかし、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム：SSR）」は、多くの児童・生徒が利用しているものの、現状は限られた学校にしか設置されていない。そのため、設置されていない学校では「登校できるが教室に入ることができない」という児童・生徒への支援が難しい状況にある。

2017年に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（通称：教育機会確保法）では、学校を休むことや安心できる場所で学ぶなど、本人の状況に合わせた対策が認められている。具体的には、フリースクールや教育支援センターなどで教育のサポートを受けることが可能となっており、その推進に向けてCOCOLOプランにおいても、多様な学びの場や居場所の確保として、学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化が求められている。

よって、国においては、教育機会確保法の趣旨に沿い、学校に行くことが全てではなく、本人の状況に合わせて誰一人取り残されない学びを保障するために、NPO・フリースクール等の校外における多様な学びの場の充実に向けた支援を加速させていくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

老朽空き家対策の推進を求める意見書（案）

全国的に空き家が増加する中、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市町村が特定空家等と認めたものに対する除却等の助言・指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となった。

本市の一戸建て空き家は、平成30年の住宅・土地統計調査(総務省)によると1万2500戸あり、うち老朽化して倒壊の危険がある特定空家は令和4年度末時点で23戸ある。平成29年度以降、毎年1～2件の特定空家を代執行等により市が除却を行っているが、毎年度、新たに特定空家に認定する空き家があるため、除却が追いついていないのが現状である。

また、所有者不明の特定空家等に対しては、自治体が略式代執行による除却を行っているが、要した費用が回収できないという問題もある。

さらに、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年6月14日に公布されたが、地方自治体の財政的な負担軽減措置については不十分である。

よって、国においては、老朽化した空き家の対策を推進するため、特定空家等除却の代執行に係る地方自治体の負担に対する支援として、除却事業だけでの補助採択や、跡地の公的利用を10年以上とする補助要件を緩和するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

特定空家対策の推進を求める意見書（案）

全国的に空き家が増加する中、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市町村が特定空家等と認めたものに対する除却等の助言・指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となった。

本市の一戸建て空き家は、平成30年の住宅・土地統計調査(総務省)によると1万2500戸あり、うち老朽化して倒壊の危険がある特定空家は、令和4年度末時点で23戸ある。平成29年度以降、毎年1～2件の特定空家を代執行等により市が除却を行っているが、毎年度、新たに特定空家に認定する空き家があるため、除却が追いついていないのが現状である。

また、所有者不明の特定空家等に対しては、行政代執行による除却を行っているが、これに要した費用が回収できないという問題もある。

このため、国では平成28年に空き家対策総合支援事業制度を創設し、特定空家の解消に努めてきたところであり、さらに「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年6月14日に公布され、緊急代執行制度の新設などにより、空き家対策の推進を図ってきたところである。

しかし、「空き家対策総合支援事業」による特定空家の除却に際しては、10年間の活用計画の策定が義務づけられていることなど、ハードルが高くその活用に支障を来している。

よって、国においては、さらなる空き家対策を進めていく上で、除却に係る補助要件などを緩和するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

企業・団体献金の禁止等に関する意見書（案）

自由民主党派閥の政治資金パーティーを巡る裏金事件に国民の怒りが広がっている。昨年末には4閣僚が辞任に追い込まれ、安倍派議員らが逮捕・起訴されるなど、岸田文雄首相に政権を担う資格があるのかどうかが厳しく問われている。

国会では「政治とカネ」の集中審議が衆議院・参議院の予算委員会で行われているが、裏金事件を徹底解明し、金権腐敗の根を断ち切ることが強く求められている。

自由民主党は裏金事件を契機に、首相を本部長とした政治刷新本部を設置し、1月25日に「中間とりまとめ」を決定したが、そこでは政治資金の透明化をうたうものの、真剣な反省もなければ、法律の不備を改める方針も具体的に示されていない。

今、裏金事件に対する国民の疑念を払拭するために求められるのは、パーティー券を含む政党及び政党支部への企業・団体献金を全面的に禁止することである。

よって、国においては、以下の事項を早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 政党及び政党支部への企業・団体献金による寄附、パーティー券購入の全面禁止
- 2 政治団体代表者の監督責任強化
- 3 個人による寄附の上限引下げと分散寄附の禁止
- 4 量刑の引上げ等、罰則の強化

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年2月29日

浜松市議会議会運営委員会

委員長 鳥井 徳孝 様

浜松市議会議会改革検討会議

委員長 加茂 俊武

協議結果報告書

議会改革検討会議の協議結果について、下記のとおり報告します。

記

1 決算審査特別委員会の検証について

本件について、令和5年11月1日から令和6年2月13日までの間に開催した5回の会議の結果、以下のとおり決定しました。

- ・分科会における審査時間を確保するため、分科会の日程を1日追加する。
- ・追加日程を確保するため、9月定例会の質問日を2日以内とし、その代替として11月定例会の質問日を4日以内とする。

2 浜松市議会議員定数のあり方調査会へ依頼する調査事項について

本件について、1月16日から2月29日までの間に開催した3回の会議の結果、以下の項目について依頼することを決定しました。

- (1) 議員定数の考え方に関する事項
- (2) 区ごとの議員定数の考え方に関する事項

議会運営に関する申合せ事項(変更案)

3 本会議における質問について

令和 6. . . 議運協議会 決定

令和 6. . . 全員協議会 了承

(1) 質問の形態

質問は、交渉団体の各会派の代表者による質問（以下、「代表質問」という。）及び個人による質問（以下、「一般質問」という。）とする。

全議員に1年に1回、代表質問または一般質問の機会を認めるものとする。

また、代表質問を一般質問に代えることができるものとする。

ただし、改選後の初議会では、一般質問を行わないものとする。

(2) 質問の時期

2月定例会は、市長の施政方針にも関連して質問を行うことを考慮し、新年度関係議案が上程され、説明・質疑・委員会付託の後に行う。

5月定例会及び9月定例会並びに11月定例会は、関係議案（9月定例会にあつては一般会計及び特別会計の歳入歳出決算）が上程され、説明・質疑・委員会付託の後に行う。

(3) 質問者数及び日数

代表質問者数は、1定例会につき1会派1人以内とする。

この場合において、1年間の代表質問者数は所属議員数が10人以上の会派にあつては4人以内とし、所属議員数が9人以下の会派にあつては3人以内とする。

代表質問を行う場合は、次期定例会の日程を協議する運営委員会の開会7日前（中6日）の午後5時までに、事務局まで申し出ることとする。

一般質問者数は、次期定例会の日程を協議する運営委員会の開会7日前（中6日）の午後5時までに、事務局まで申し出た人数とする。

なお、質問日数は**2月定例会及び5月定例会は3日以内、9月定例会は2日以内、11月定例会は4日以内**、1定例会3日以内とする。

(4) 質問の順序

質問は、代表質問、一般質問の順に行う。

代表質問は、所属議員数の多い会派から順に行う。

また、一般質問は、交渉団体であつて代表質問を行わない会派が申し出た人数のうち1人目を所属議員数の多い会派から順に行い、それ以外の順序は次期定例会の日程を協議する運営委員会において、抽せんで決定する。

なお、所属議員が同数の会派の順序については、運営委員会において協議する。

(5) 質問方法の選択

質問は、一括方式と分割方式のいずれかの選択制により行うものとし、質問通告書に、一括または分割の別を明示する。

(6) 分割方式における分割区分及び質問の終結

分割は大項目を単位として行うものとし、質問通告書に、分割する箇所を明示する。

また、質問の終結は、質問者が通告の際に指定した区分ごとに終結したものとし、既に終えた項目については、遡ることはできないものとする。ただし、総括としての意見・要望はこの限りでない。

(7) 質問時間

質問時間は、一括方式と分割方式のいずれの場合も答弁を除き、次のとおりとする。

代表質問は、1人35分以内とする。

一般質問は、1人30分以内とする。

(8) 質問回数

一括方式は、3回まで、分割方式は、区分ごとに3回までとする。

(9) 発言場所

一括方式と分割方式のいずれの場合も最初の発言は演壇で行い、それ以降の発言は対面演壇で行う。

(10) 質問の通告期限

議会運営委員会で定めた日時とする。

(11) 質問要旨と内容

表題欄には質問の趣旨を項目として記入し、質問内容欄には質問内容を簡潔・明瞭に記入する。

(12) 質問に対する関連質問

遠慮するものとする。

(13) 答弁者

代表質問は議員が指名し、一般質問は議員と当局が協議した上で決定するものとする。

(14) 答弁の順序

市長を1番目とし、それ以降は質問項目の順で行うものとする。また、分割質問においては、分割区分ごとに同様の順序とする。なお、質問者は、できる限り答弁が役職順になるよう質問の構成に配慮することとする。

(15) 質問の取りやめ

代表質問の場合は、会派としては代表質問を行ったこととするが、質問者個人としては、行わなかったこととし、次回以降に質問できるものとする。一般質問の場合は、行わなかったこととし、次回以降に質問できるものとする。

なお、病氣、近親者の葬儀等、質問を実施することが困難と議長が認める場合に限る。